

第3章 災害応急対策計画

(風水害対策)

第3章 災害応急対策計画（風水害対策）

第1節 職員動員計画

大規模な災害の発生時には、家屋の倒壊・人命損傷をはじめ、同時多発の火災などに対応した迅速な応急活動体制を確立し、情報の収集、避難救護及び災害の拡大防止等に努めることが重要である。

職員動員計画の基本となるのは、災害対策本部の設立とそのときの動員配備体制である。また、町だけで対応が困難な場合には、本章第2節「防災関係機関の応援要請」を行う。ここでは、以下の点について記す。

- 1 災害対策本部
- 2 動員配備体制

1 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置

町域内に災害が発生または発生する恐れがある場合には、岡垣町災害対策本部条例（資料編P. 3）に基づき、町長は、役場庁舎内に災害対策本部を設置するとともに、防災関係機関等の防災組織をもって応急対策を実施する。（資料編P. 4）

また、災害対策本部が被災により設置不可能な場合には、代替施設での応急対策を実施する。

(2) 災害対策本部を設置する基準

種 別	設 置 基 準
風 水 害	<ul style="list-style-type: none"> ・気象業務法に基づく暴風、大雨または洪水警報が発表され、災害対策上町長がその必要を認めたとき。 ・その他相当規模の風水害が発生し、または発生する恐れがあると認められ、災害対策上町長がその必要を認めたとき。
大規模な火災等	<ul style="list-style-type: none"> ・町域に大規模な火災、爆発その他重大な人為的災害が発生し、その対策上町長が必要と認めたとき。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・町域において、災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、その対策上町長が必要と認めたとき。

(3) 災害対策本部会議の開催

災害に関する応急対策について方針を決定し、その実施を推進するため、必要に応じて本部長は、副本部長及び本部員を召集し災害対策本部会議を開催する。

(4) 災害対策本部の廃止

災害対策本部は、災害の危険が解消または災害の応急対策が完了したと本部長が認めた時に廃止する。

(5) 災害対策本部の設置及び廃止の通知

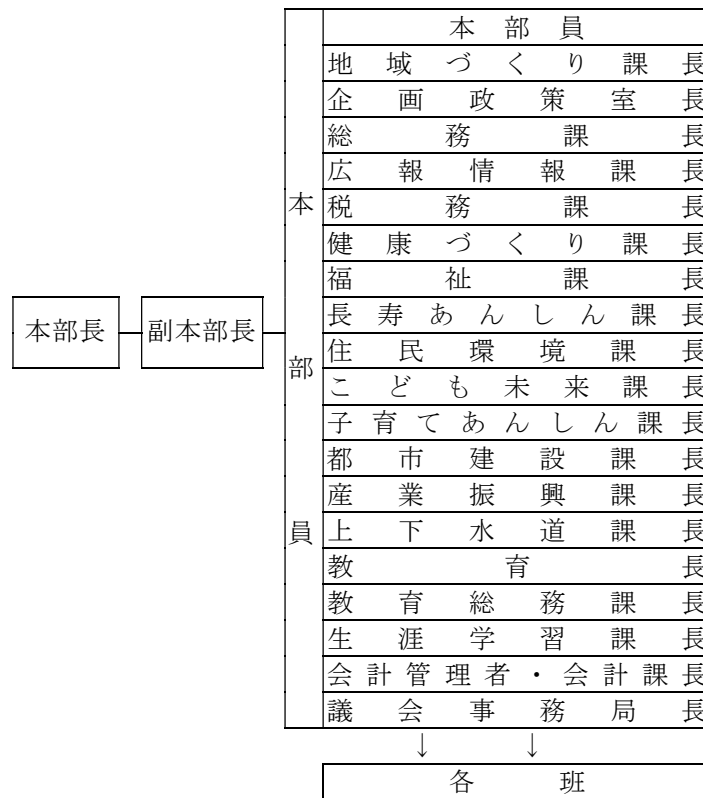
災害対策本部を設置または廃止した時は次に掲げる機関等に通知するものとする。

- ・ 県
- ・ 県警察
- ・ 遠賀郡消防本部
- ・ 防災関係機関
- ・ 議会議長
- ・ 自治区長

(6) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、次の通りとする。

なお、災害対策本部の構成及び分掌事務は、（資料編P. 5～12）のとおりとする。

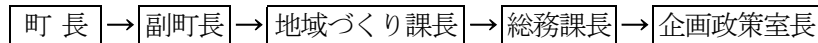


- ・ 本 部 長 : 災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- ・ 副 本 部 長 : 本部長を補助し、事故のある時は、その職務を代理する。
- ・ 本部員（各課長） : 本部長の命を受け、本部の事務に従事するほか、必要に応じて現地におもむき指揮を取る。

(7) 意思決定権者代理順位

災害対策本部の設置等の応急活動の実施に際し、意志決定権者が不在または連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合においては、下記の順位により、所定の決定権者に代わって意思決定を行うものとする。

この場合においては、代理で意思決定を行った者は、可及速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得るものとする。



(8) 班編成及び配備計画

班編成及び配備計画は、(資料編P. 6～7、13、58)のとおりである。

2 動員配備体制

本部長は、災害の状況に応じて必要な動員配備体制をとるものとする。

(1) 配備の体制

配備体制	配備体制決定の準拠 (配備の目安)	配 備 の 内 容	配備体制 の決定権者	本部設 置の 有無
準備 体制	<ul style="list-style-type: none"> 風水害の注意報が発令されたとき。 時間雨量が 40mm を超え、または超える恐れがあるとき。 24 時間以内に台風または集中豪雨の接近が予想される時。(風雨、大雨、洪水、強風等の注意報が発令され、かつ災害の発生が予想される時。) 	<ul style="list-style-type: none"> 地域づくり課の少人数で情報収集(自宅待機も可)できる体制とする。 	地 域 づ くり 課 長	
警戒 体制	<ul style="list-style-type: none"> 風水害の警報が発令されたとき。 時間雨量が 60mm を超え、または超える恐れがあるとき。 12 時間以内に台風または集中豪雨の接近が予想される時。 大雨、洪水等の警報が発令され局地的に災害が予想されるが発生まで多少の時間的余裕があるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生する恐れがある場合で主として情報の収集、及び警報等の伝達、さらに災害が発生し、比較的軽微な被害が出始めた場合において、引き続き被害状況の調査及び応急措置が行い得る体制とする。 地域づくり課、福祉課、都市建設課、産業振興課、上下水道課及び生涯学習課で対応する。 	副町長	無

配備体制	配備体制決定の準拠 (配備の目安)	配 備 の 内 容	配備体制 の決定権者	本部設 置の 有無	
非 常 体 制	第1 配備	・局地的な災害が発生したとき、あるいは発生する恐れがあるとき。	・本部の設置を準備し、局地災害に直ちに対処できる体制とする。	町 長	有
	第2 配備	・非常体制第1配備で対処できないとき。（事態が緊迫し、相当規模の災害が発生する恐れがあるとき。）	・災害が拡大するのを防止するための応急対策活動及び復旧対策活動に対処できる体制とする。	町 長	
	第3 配備	・非常体制第2配備で対処できないとき。（災害の全町的な拡大により、相当規模の被害が発生し、または発生の恐れがあるとき。激甚災害）	・応急対策及び復旧対策を協力的に、総力をあげて対処する体制とする。	町 長	

(2) 動員計画

災害対策本部を設置した場合の動員は次の要領による。

ア 動員要領

- ①地域づくり課長は、本部長の指示を受け配備の体制を関係課長に通知する。
- ②関係課長は、指示された配備の規模の範囲内において職員の動員を行う。
職員の動員連絡方法については（資料編P.15～17）に準拠する。
※配備要員は、常に所在を明らかにし災害の発生が予想される事態または災害の発生を知ったときは、直ちに登庁し担当課長に連絡してその指示を受けなければならない。
- ③関係課長は、要員の配備を完了したときは地域づくり課長に報告し、地域づくり課長は速やかに本部長に報告するものとする。

イ 動員人数の基準

職員の動員を行うに当たっては、（資料編P.12～13）に準拠する。

ウ 参集場所

参集場所は、各職員指定の場所とする。

第2節 防災関係機関の応援要請

大規模な災害が発生した場合、町だけでは対応が不十分となることも考えられる。このような場合には、災害対策基本法や各種協定に基づき、関係機関や団体に応援を要請し、応急対策または災害復旧に万全を期す必要がある。このため、これら団体に対する応援要請の方法等について、次のように定めておく。

- 1 行政機関に対する応援要請
- 2 県内市町村間の応援協力
- 3 防災関係公共団体等に対する応援要請
- 4 建設業者等への応援要請

1 行政機関に対する応援要請

(1) 県及び関係機関への応急措置の実施または応援を求める場合

県及び関係機関へ応急措置等の要請をするに当たっては、必要に応じた要請をし、災害対策に万全を期するものとする。また、必要に応じて、関係指定地方行政機関または関係指定公共機関に対し応援を要請するものとする。

なお、災害救助法の適用要請に関しては、県に要請するものとする。

2 県内市町村間の応援協力

町長は、災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、福岡県消防相互応援協定に基づき、他の市町村長に対し応援を求め、災害対策に万全を期すものとする。

3 防災関係機関に対する応援要請

災害時には、各機関が各々の所掌事務または業務に従って応急対策活動を実施するが、必要に応じて他の機関の協力を求め、実施の円滑化に努める。

4 建設業者等への応援要請

災害発生時の応急対策を円滑にするため、岡垣町建設業協同組合に必要な人員、資機材、重機の種類等についての応援を要請する。

第3節 災害ボランティアの受入・支援

町は、県との協力のもと、福岡県災害ボランティア本部及び現地災害ボランティア本部と連携を図り、全国から駆けつけるボランティアの善意が効果的に活かされるよう活動を支援、調整する。

- 1 受入窓口等の設置
- 2 災害ボランティアの活動
- 3 ボランティア団体等の活動

1 受入窓口等の設置

（1）現地災害ボランティア本部の設置

町社会福祉協議会及び町が中心となって設置し、基礎的なボランティア組織として、地域ボランティアの協力を得ながら、被災住民のニーズの把握、ボランティアの募集、受付、現場へのボランティアの派遣等を行う。

（2）日本赤十字社福岡県支部、ボランティア団体等との連携

現地災害ボランティア本部は、被災地に現地入りする日本赤十字社福岡県支部及びボランティア関係団体等との連携を図るとともに、現場活動をできるだけ支援するものとする。

（3）支援内容

町は、現地災害ボランティア本部の設置・運営について、必要に応じ、次の支援を行う。

- ア 災害ボランティア本部の場所の提供
- イ 災害ボランティア本部の設置・運営に係る経費の助成
- ウ 資機材等の提供
- エ 職員の派遣
- オ 被災状況についての情報提供
- カ その他必要な事項

2 災害ボランティアの活動

災害ボランティアが活動する内容は、主として次のとおりとする。

（1）生活支援に関する業務

- ア 被災者家屋等の清掃活動
- イ 現地災害ボランティアセンター運営の補助
- ウ 指定避難所等の運営の補助
- エ 炊き出し、食料等の配布
- オ 救援物資等の仕分け、輸送
- カ 高齢者、障害者等の介護補助
- キ 被災者の話し相手・励まし

ク その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）

(2) 専門的な知識を要する業務

- ア 救護所等での医療、看護
- イ 被災宅地の応急危険度判定
- ウ 外国人のための通訳
- エ 被災者へのメンタルヘルスケア
- オ 高齢者及び障害者等への介護・支援
- カ アマチュア無線等を利用した情報通信事務
- キ 公共土木施設の調査等
- ク その他専門的な技術・知識が必要な業務

3 ボランティア団体等の活動

町災害対策本部は現地災害ボランティア本部と連携し、必要な人員、資機材、分野、集合場所等の被災地におけるボランティアのニーズを把握し、県災害対策本部へ情報を提供するものとする。

第4節 情報の収集・伝達計画

情報の収集・伝達は、適確な応急対策活動を行う上での前提となるものであり、情報の持つ意味は極めて重要である。

各種災害が発生した場合、地域づくり課は関係機関と緊密な連絡をとり、防災活動に必要なあらゆる情報を収集・伝達することになるが、その場合予警報や防災危険箇所に関する情報等、人命に関わる各種情報を優先するものとして計画を定める。

1 情報の収集

2 情報の伝達

1 情報の収集

町は、自治区長、住民、各防災関係機関からの通報によるほか、職員、遠賀郡消防本部、または消防団等が警戒活動を行うことによる、地域の災害危険に関する情報を収集する。

情報の収集については、以下の内容を定めておく。

- ・火災気象情報の収集
- ・雨量に関する情報の収集
- ・河川水位に関する情報の収集
- ・災害危険箇所等に関する情報の収集
- ・被害状況等に関する情報の収集

(1) 注意報・警報等の種類及び発表基準

注意報・警報等の種類及び発表基準は、（資料編P.18）に示す。

(2) 火災気象情報の収集

消防法に基づく火災気象情報は、（資料編P.19）に示す。

(3) 雨量に関する情報の収集

雨量情報の収集先は、気象庁（福岡管区气象台）・県防災危機管理局・県災害対策本部などから入手する。

(4) 河川水位に関する情報の収集

ア 河川に関する情報の収集先

河川に関する情報は、北九州市土整備事務所及び県地方本部から入手する。

イ 職員、遠賀郡消防本部、消防団の警戒活動により情報収集を行う。

(5) 災害危険箇所等に関する情報の収集

ア 災害危険箇所の情報

風水害時に災害の危険性の高い地区は、その地域の住民からの情報及び職員や遠賀郡消防本部、消防団等の警戒活動により情報収集を行う。

(6) 被害状況等に関する情報の収集

ア 把握すべき事項

町は、被害規模を早期に把握するため、次の初期情報等の収集を行うものとする。

- ・ 人的被害（行方不明者の数を含む）
- ・ 建物被害
- ・ 避難の勧告・指示の状況、警戒区域の指定状況
- ・ 避難の状況
- ・ 防災関係機関の防災体制（配備体制等）
- ・ 防災関係機関の対策の実施状況
- ・ 交通機関の運行・道路の状況
- ・ ガス・電気・水道・電話等生活関連施設の運営状況

イ 被害調査及び報告要領

被害調査及びその報告は、（資料編P.20～23）の被害報告判定基準により、発生・経過・確定の3種とし、所定の報告様式に従って調査の上、本部長に報告する。

①発生報告

災害が発生した直後に行う。（資料編P.24）

②経過報告

被害状況の変化に伴って順次行う。特に必要ある場合のほか、概ね2時間ごとに行うものとする。（資料編P.25）

③確定報告

被害が確定し、応急救助が完了した直後に行う。（資料編P.25）

ウ 県への報告（福岡県災害調査報告実施要領 第6参照）

町は、即座に概括情報の収集を行い、災害即報様式等、所定の様式によらず、電話等により県に対し報告するものとし、その後速やかに「火災・災害等即報要領」に基づき被害状況を報告するものとする。また、必要に応じ防災関係機関に対し、災害状況を連絡し、必要な応援等を要請することとする。

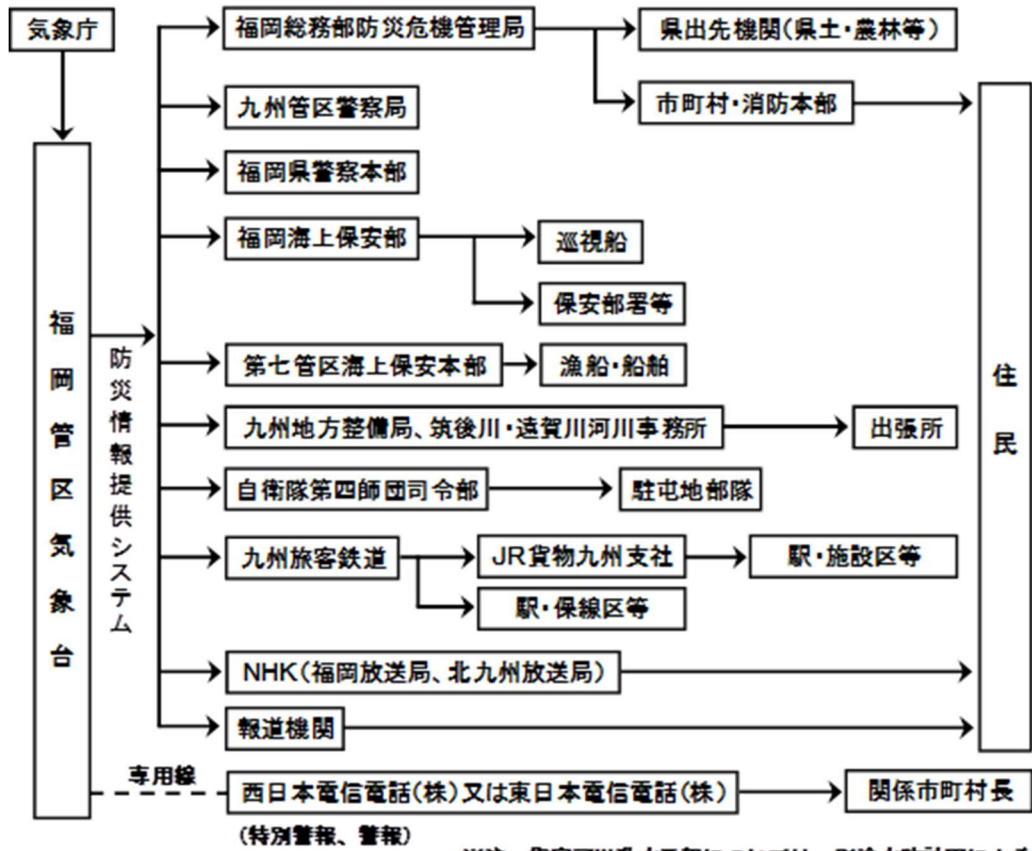
なお、被害状況の報告基準、方法等については、福岡県災害調査報告実施要綱の定めるところによる。

エ 報告責任者

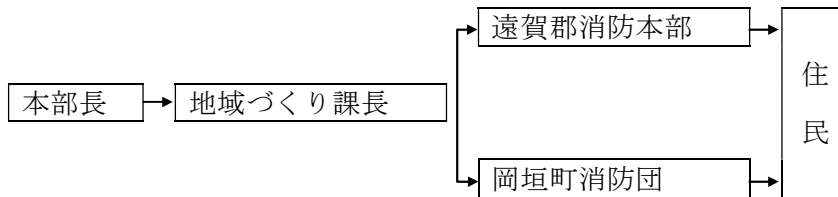
各種被害情報の収集・報告責任者は、地域づくり課長とする。

2 情報の伝達

(1) 災害関係の気象・予警報の伝達



(2) 住民への情報伝達



- ア 気象状況及び災害状況
 - a 気象に関する各種予警報及び情報
 - b 被害状況
- イ 水防活動・災害救助活動の災害対策状況
 - a 河川の水防活動状況
 - b 住民に対する避難勧告、指示等に関する事項
 - c 災害救助活動状況
 - d 交通機関の運行状況及び交通規制状況
 - e 電信・電話等の通信状況
 - f 県警察・自衛隊等の関係機関の対策情報
 - g 町災害対策本部の対策状況
 - h 電気・ガス・水道等の状況及び対策状況

ウ 情報の伝達手段

- a 消防車や広報車等
- b 職員・消防職員、消防団員等による呼びかけ
- c サイレン
- d 緊急防災無線
- e 緊急速報エリアメール
- f 防災メール・まもるくん
- g 町公式ホームページ
- h 戸別受信機（国・町・自治区等からの発信）
- i 災害時優先電話
- j 特設公衆電話

(3) 報道機関への情報の伝達

ア 実施機関

報道機関への情報の伝達は、地域づくり課長が行う。

イ 伝達項目

報道機関に対しては、

- ・災害の種別
- ・発生の日時
- ・被害状況
- ・応急対策の状況
- ・住民に対する避難の勧告または指示及び注意事項

(4) 通信計画

ア 災害発生直後の対応

災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

このため、必要に応じ、町は、災害発生直後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

イ 災害時における通信連絡

a 防災行政無線の活用

災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、県と町とで相互に通信連絡を行う場合は、福岡県防災・行政情報通信ネットワークを活用する。

町から県への被害情報の収集処理を迅速に行うため、防災情報システムを活用する。

第5節 広報・広聴

災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して迅速かつ正確な広報を実施する。また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の様々な相談に適切に対応する。

なお、広報活動に当たっては、高齢者及び障害者等の避難行動要支援者に配慮した広報の実施に努めるものとする。

1 災害広報の実施

1 災害広報の実施

広報内容については、以下のものについて配慮するものとする。なお、避難勧告等の情報を被災者等へ迅速に伝達できるよう、地域情報伝達無線システムや福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」を活用し、放送事業者への迅速な情報提供体制の整備に努める。また、防災気象情報の伝達や被災者の安否情報等についても同様に活用し、広報を行う。

- ・避難勧告・指示等に関すること
- ・災害時における住民の心がまえ
- ・自主防災組織等に対する活動実施要請に関すること
- ・安否情報に関すること
- ・指定避難所等の設置に関すること
- ・応急仮設住宅の供与に関すること
- ・炊き出しその他による食品の供与に関すること
- ・飲料水の供給に関すること
- ・被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与に関すること

第6節 二次災害の防止

大規模災害や降雨等に伴う二次災害に対する活動を定める。

- 1 降雨等に伴う二次災害の防止（水害・土砂災害・宅地災害対策）
- 2 ため池施設災害応急対策

1 降雨等に伴う二次災害の防止（水害・土砂災害・宅地災害対策）

町は、降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険性が高いと判断された箇所については、県との連携のもと、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生の恐れのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

2 ため池施設災害応急対策

ため池はかんがい用水施設として欠くことのできないものであり、万一、災害によりこれらの施設設備が被害を受けた場合、下流域に大きな二次災害を発生させる恐れがある。町は、県と連携のもと、これらの災害に円滑に対応するための措置を講ずる。

（1）町の実施する対策

- ア 被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。
- イ 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。
- ウ 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

（2）関係機関の実施する対策

- ア 管理団体において、ため池に決壊の恐れが生じた場合、住民の避難が迅速に行えるよう速やかに町に通報する。
- イ 災害の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊の恐れが生じた場合、安全を確保した上で緊急に取水施設を操作し貯留水を放流する。
- ウ 町が実施する応急対策について協力する。

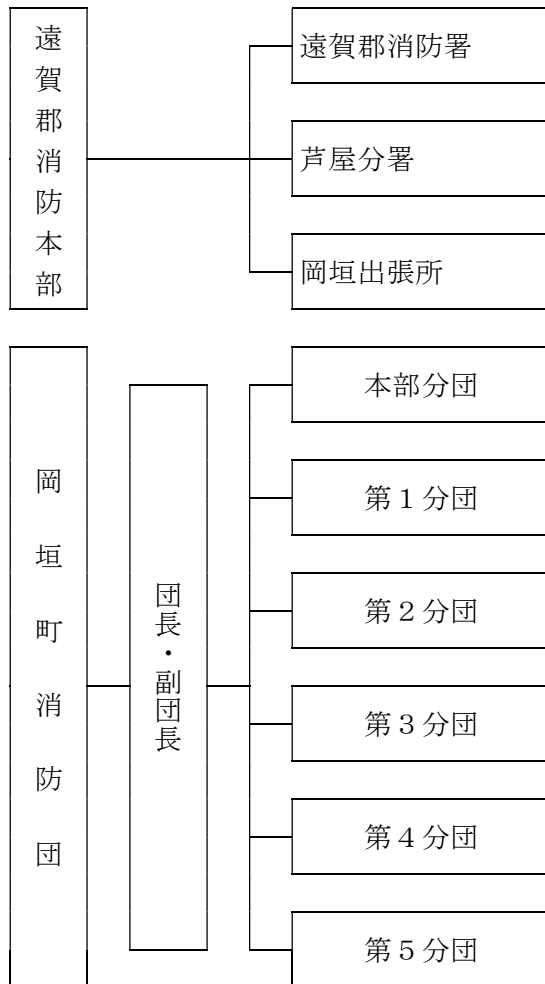
第7節 消防対策計画

気象条件によっては火災の多発から延焼拡大が予想され、人命に与える危険性は大きい。このため、出火防止と初期消火の徹底を住民や事業者に呼びかけるとともに、遠賀郡消防本部、消防団を含めてその全機能を挙げて指定緊急避難場所及び指定避難所等の安全確保と、延焼の防止に努める必要がある。

- 1 災害時の消防活動体制
- 2 消防活動

1 災害時の消防活動体制

(1) 遠賀郡消防本部及び消防団の組織



2 消防活動

(1) 遠賀郡消防本部及び消防団の活動

- ア 遠賀郡消防本部と消防団は一致協力し、常に密接な消防活動が行えるよう努める。
- イ 初期活動

災害が発生し被害が予測される場合は、情報を収集・把握の上、直ちに活動体制を整える。

ウ 消火活動

遠賀郡消防本部と消防団で連携し、消火活動を行う。

火災が延焼拡大して個々の活動では効果が得られないと判断した場合は、直ちに応援の派遣を要請する。

エ 救急、救助活動の基本

- ・災害が発生したら直ちに初動体制を確立し、関係機関と協力の上、迅速・的確な救助活動に当たる。
- ・人命の救出救助を優先して行うものとする。負傷者の搬送は、関係機関と緊密な連携をとり、搬送活動に当たる。
- ・全般の被害状況等から、救急救助活動が困難な場合は、災害対策本部に応援の派遣を要請する。

第8節 水防対策計画

水防対策計画は、水防法第25条の規定に基づき、岡垣町水防本部（以下「水防本部」という）における水防事務の調整及びその円滑な実施に必要な事項を規定し、もって管内の洪水または高潮に際して水害を警戒及び防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

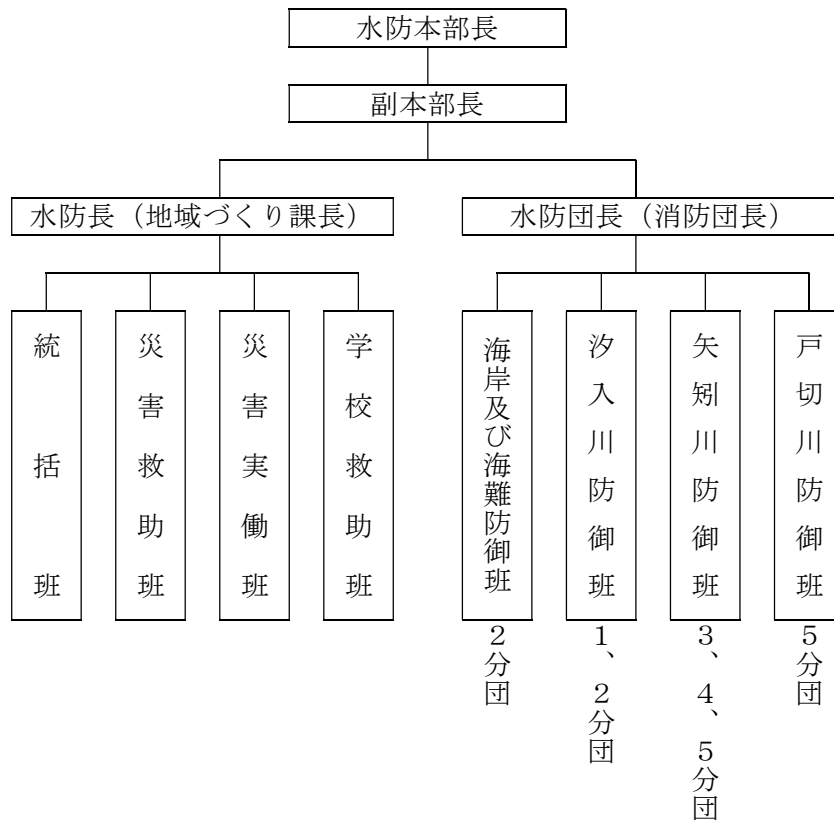
- 1 水防組織
- 2 洪水予報
- 3 重要水防区域
- 4 情報の収集
- 5 気象予警報等伝達計画
- 6 避難計画

1 水防組織

福岡管区气象台からの気象情報または九州地方整備局からの水防警報の通知を受け、必要と認めたときは、役場庁舎内に水防本部を設置する。

ただし、災害対策本部が設置された場合は、水防本部は災害対策本部の指揮下に入るものとする。

(1) 水防本部設置時の組織



2 洪水予報

洪水予報は、（資料編 P.18）による。

3 重要水防区域

岡垣町における重要水防区域として、危険区域、河川等の危険区域、知事管理区間重要水防箇所（河川）、知事管理区間重要水防箇所（海岸）が設定されている。（資料編 P.32～40）

4 情報の収集

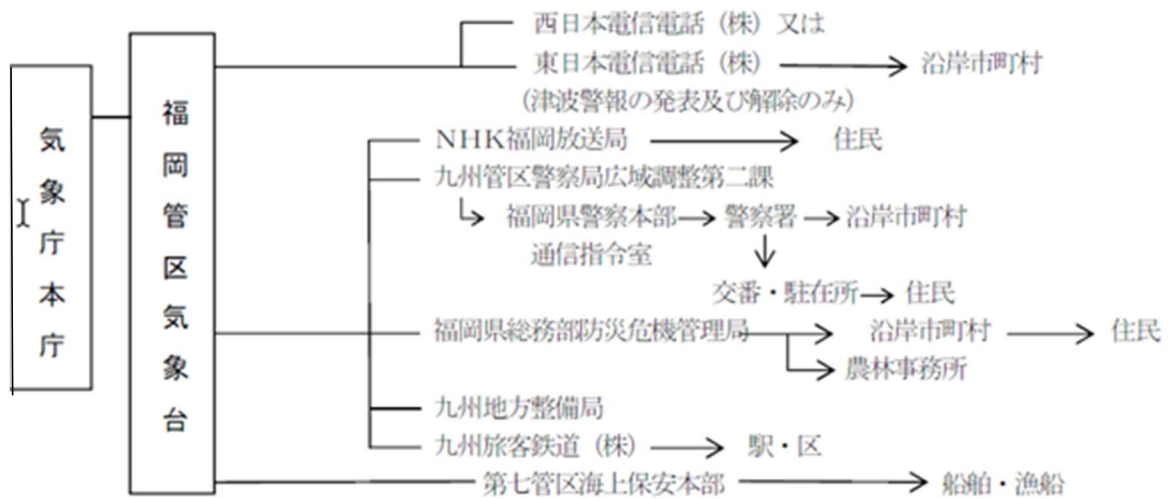
通信連絡体制については、本章 第4節 「情報の収集・伝達計画」（P.62）による。

5 気象予警報等伝達計画

（1）気象予警報等伝達組織

気象予警報等伝達組織については、本章 第4節 「情報の収集・伝達計画」（P.62）による。

（2）津波警報伝達



6 避難計画

避難計画については、本章 第9節「避難対策計画」（P.73）による。

なお、水防信号については、（資料編 P.38）による。

第9節 避難対策計画

災害が発生した場合または災害の発生が予想される場合には、さし迫った危険から住民の生命を守るとともに、倒壊、流失等により住家を失った被災者を一時収容するための指定避難所の開設や避難準備情報、避難勧告、避難指示、避難誘導等について定めるものとする。

- 1 避難の準備情報・勧告・指示
- 2 避難の実施機関
- 3 指定避難所の選定
- 4 避難の準備情報・勧告・指示の伝達
- 5 避難の方法
- 6 警戒区域の設定
- 7 指定避難所の開設と運営

1 避難の準備情報・勧告・指示

(1) 避難準備・高齢者等避難開始

町長は、町民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、地域住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始の伝達を行う。

(2) 避難の勧告、指示

町長は、災害の危険がある場合若しくは災害が発生した場合において、住民の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、危険地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告または指示するものとする。

ア 町長は、避難勧告または指示の可否を決定し、災害対策本部会議に必要な措置を指示するものとする。

イ 災害対策本部会議は、本部長が地域づくり課長に意思の決定を連絡し、併せて必要な措置を指示する。また、必要な場合には、遠賀郡消防本部、警察署及び自衛隊に対し、避難勧告または指示の実施に関し協力を依頼する。

ウ 町長は、避難勧告または指示を発令した場合または消防職員、警察官、自衛官等から避難勧告または指示を行った旨の通報を受けた場合は、次の事項を知事に対し、直ちに報告する。また、必要に応じて指定避難所として利用する施設の管理者に連絡し、協力を依頼する。

報	告	事	項
<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告または指示の発令者 ・発令の日時 ・発令の理由 ・避難対象者（地区名、対象戸数、人員） ・避難先 			

2 避難の実施機関

避難の勧告または指示は、下表の要領にて行う。

No.1

指示権者	勧告権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	勧告 または 指示の 対象	勧告または 指示の内容	取るべき 措置
市町村長 (委任を受けた吏員または消防職員)	市町村長 (委任を受けた吏員または消防職員)	災対法第60条第1項、3項	全災害 ・災害が発生したまたは発生のおそれがある場合 ・人の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・急を要すると認めるとき ・避難のための立ち退きを行うことにより人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	立退き勧告・指示 立退き先の指示 安全確保措置の指示	知事に報告 (窓口：防災危機管理局)
知事(委任を受けた吏員)		災対法第60条第6項	・災害が発生した場合において、当該災害により市町村がその全部または大部分の事務を行うことができなくなった場合	同上	同上	事務代行の公示
警察官		災対法第61条 警察官職務執行法第4条	全災害 ・市町村が避難のため立退きを指示することができないと警察官が認めるとき、または市町村長から要求があったとき ・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者 危害を受ける恐れのある者	立退き指示 立退き先の指示 安全確保措置の指示 避難の措置 (特に急を要する場合)	災対法第61条による場合は、市町村長に通知(市町村長は知事に報告)

No.2

指示権者	勧告権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	勧告または 指示の対象	勧告または 指示の内容	取るべき 措置
海上保安官		災対法第61条	全災害 ・市町村が避難のため立退きを指示することができないと海上保安官が認めるとき、または市町村長から要求があったとき。	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	立退き勧告・指示 立退き先の指示 安全確保措置の指示	市町村長に通知(市町村長は知事に報告)
自衛官		自衛隊法第94条	・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	危害を受ける恐れのある者	避難について必要な措置(警察官がその場にいらない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る)	警察官職務執行法第4条の規定の準用
知事(その命を受けた県職員)		地すべり等防止法第25条	地すべりによる災害 ・著しい危険が切迫していると認められるとき。	必要と認める地域の居住者	立退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に報告
知事(その命を受けた県職員) 水防管理者		水防法第29条	洪水または高潮による災害 ・洪水または高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	同上	同上	その区域を管轄する警察署長に通知(水防管理者が行った場合に限る)

(注)・「勧告」とは、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧めるとは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

・「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

また、避難勧告等（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急））の発令基準は、町が別途定める「避難勧告等の発令基準マニュアル」による。なお、避難勧告等を発令しようとする場合において、必要があれば、町長は、指定地方行政機関の長や県知事に対して、助言を求めることができる。

3 指定避難所の選定

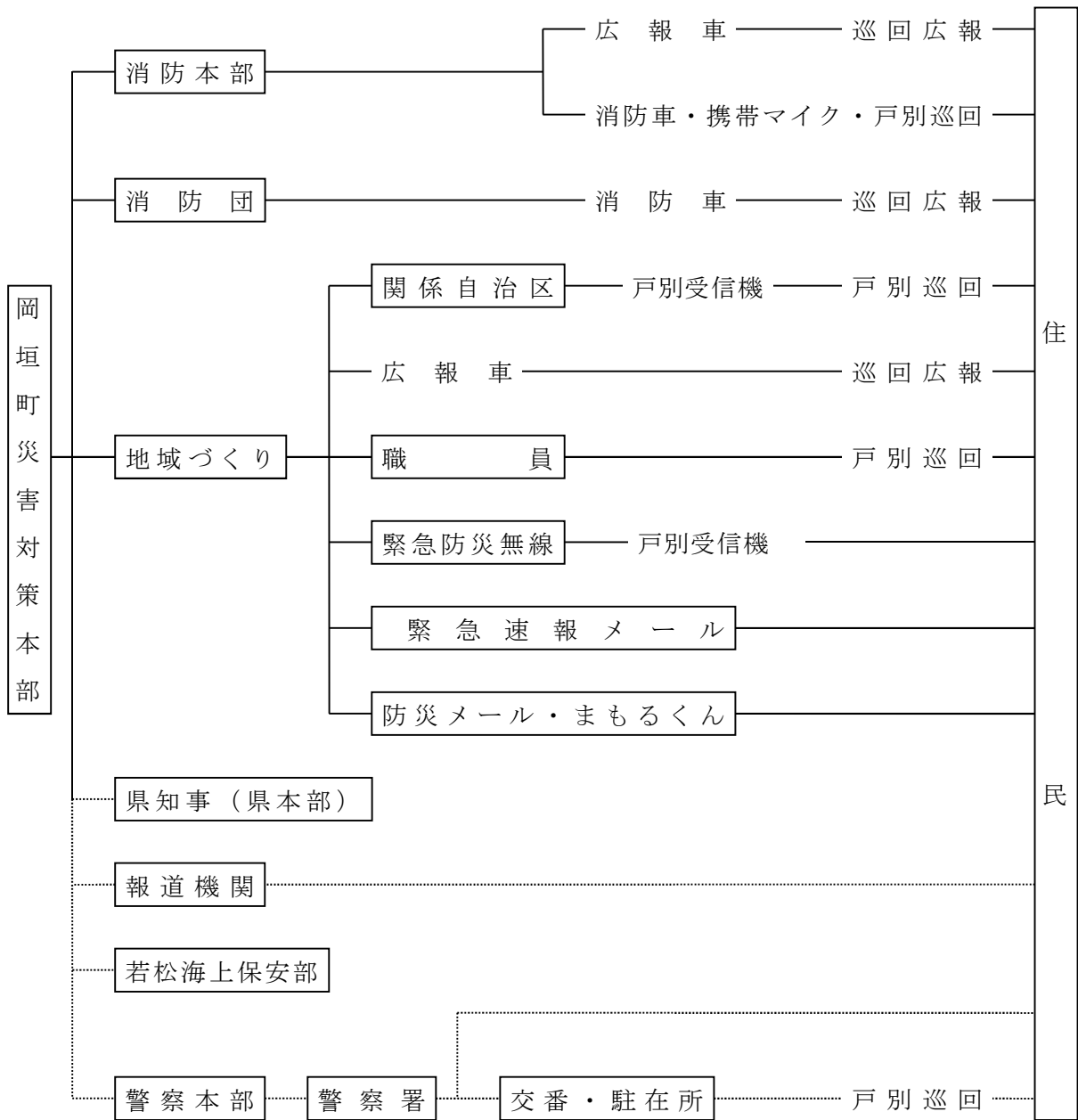
災害の状況に応じて開設する指定避難所は、町が指定した指定避難所の内から選定する。

また、必要に応じて、あらかじめ指定された指定避難所以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て指定避難所として開設を行う。さらに、避難行動要支援者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を指定避難所として借り上げる等、多様な指定避難所の確保に努めるものとする。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するよう努めるものとする。

4 避難の勧告・指示の伝達

(1) 避難の勧告・指示の伝達系統は次のとおりである。



(注) は、報告または通知を示す。

(2) 避難の勧告・指示の際の伝達事項

避難の勧告・指示の内容は、次のとおりとする。なお、避難の勧告・指示の伝え方及び例文は、(資料編P.40~45)による。

- ・ 避難の勧告・指示の発令者
- ・ 避難の理由
- ・ 避難勧告・指示の対象範囲
- ・ 開設した指定避難所

- ・避難の誘導者
- ・避難経路
- ・注意事項（戸締まり、携行品、服装、火気など）

5 避難の方法

（1）避難誘導員

避難勧告・指示の際の避難誘導は、職員、警察官、消防職員、消防団員が自治区長等の協力を得て行う。

（2）避難者の避難先と誘導

避難勧告・指示の際に避難者をどこへ誘導するかは、その災害の形態や避難の理由により異なるが、概ね次のとおりである。

ア 大規模な火災のとき。

必要に応じて指定緊急避難場所又は指定避難所に避難する。臨時に近くの都市公園等の広場等に集合した場合にも、なるべく早い時点で指定緊急避難場所又は指定避難所へ移動する。

イ 浸水のとき。（自主避難）

直接指定緊急避難場所又は指定避難所に避難する。ただし、避難のための立退きを行うことによりかえって住民の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保を指示する。

ウ 建物が被害を受けたとき。

緊急を要するときは、一時的に屋外へ誘導し、後に指定緊急避難場所又は指定避難所へ誘導する。

- ・避難の際は、高齢者及び障害者等の避難行動要支援者を優先させるようにする。

（3）避難者の移送

町は、被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた指定避難所が使用できない場合、あるいは指定避難所に収容しきれなくなった場合には、県、警察及び他市町村等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。

6 警戒区域の設定

町長は、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき、災害が発生し、または発生しようとしている場合、人の生命や身体に対する危険防止のため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外に対して当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、又その区域から退去を命ずることができる（警戒区域設定権）。

町長及び町長の委任を受けた職員は、住民の保護を目的として、警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外の立入禁止、退去を命ずることができる。（災害対策基本法第63条）

7 指定避難所の開設と運営

(1) 指定避難所の開設時期及び期間

災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、避難準備・高齢者避難開始の発令等を行うとともに、遅滞なく指定避難所の開設を行い、住民等に周知徹底を図る。

災害が発生し、災害救助法の適用を受けるときは、同法の規定により指定避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する場合は、知事の事前承認を受けるものとする。

(2) 開設の手順

指定避難所の開設は、次の手順に従って行う。

- ・ 開設の決定と場所の選定割当て（指定避難所の中から選定）
- ・ 関係自治区への指定避難所開設の周知
- ・ 避難者の収容

(3) 指定避難所の開設

指定避難所の開設に当たっては、指定避難所に充てられた施設の管理者が行う。

(4) 指定避難所の運営

ア 指定避難所の運営責任者

指定避難所の運営責任者は各施設管理者とし、その運営は各施設管理者が中心となって行い、双方で対処しきれない場合は、応援体制をとる。また、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう努める。

イ 避難状況の把握と報告

運営責任者は次の事項を本部長に報告しなければならない。報告を受けた町長は、県及び警察署等関係機関へ、直ちに報告するものとする。

- ・ 開設の日時、場所、施設名
- ・ 収容人員とその名簿
- ・ 食糧等の要否、食糧の必要量

ウ 食糧その他物資の支給

地域づくり課は、本部長の指示に従って配分計画を立て公正に実施する。

エ 運営状況の報告と記録

運営責任者は、地域づくり課を経由して収容者の状況を報告する。

8 指定避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮

やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

第10節 避難行動要支援者の支援

災害時には、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災直後の避難からその後の生活に至るまでの各段階においてきめ細かな支援策を総合的に講ずるものとする。

- 1 要配慮者に係る対策
- 2 高齢者及び障害者等に係る対策
- 3 避難対策
- 4 生活の場の確保
- 5 外国人にかかる支援対策

1 要配慮者に係る対策

災害の発生に際しては、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確な対応等を行っていくことが重要であることに鑑み、町は、以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

- (1) 災害時要援護者を発見した場合には、当該本人の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとる。
 - ア 指定避難所（必要と認められる場合は福祉避難所）への誘導・移送
 - イ 必要と認められる場合の社会福祉施設等への緊急入所
 - ウ 居宅における生活が可能な場合の在宅福祉ニーズの把握
- (2) 要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後速やかに、全ての指定避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

2 高齢者及び障害者等に係る対策

町は、指定避難所や在宅における避難行動要支援者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者及び障害者等に係る対策を実施する。

- (1) 被災した高齢者及び障害者等の迅速な把握に努める。
- (2) 掲示板、広報紙、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障害者等に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- (3) 指定避難所等において、適温食と高齢者及び障害者等に適した食事を工夫する。
- (4) 指定避難所等において、被災した高齢者及び障害者等の生活に必要な車いす、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握するため相談体制を整備する。

岡垣町地域防災計画

- (5) 被災した高齢者及び障害者等の生活確保に必要な車いす、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行う。
- (6) 関係団体、関係施設を通じ、協力要請を行う等当該物資の確保を図る。
- (7) 指定避難所や住宅における高齢者及び障害者等に対するニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

3 避難対策

計画内容は、本章第9節「避難対策計画」(P. 73)による。

4 生活の場の確保

町は、以下により、高齢者及び障害者等の生活の場を速やかに確保することとする。

(1) 応急仮設住宅の建設供与

計画内容は、本章第21節「応急仮設住宅計画」(P. 103)による。

(2) 公営住宅・一般住宅の確保

計画内容は、本章第21節「応急仮設住宅計画」(P. 103)による。

5 外国人に係る支援対策

町は、災害時に外国人が孤立しないよう、報道機関と連携し、テレビ・ラジオ等を活用した外国語による災害情報の提供に努める。

第11節 救出計画

災害のため、生命・身体に危険が及んでいる者、あるいは生死不明の状態である者を救出しまたは捜索するために次のような対策を定める。

- 1 救出の実施機関
- 2 救出の実施方法

1 救出の実施機関

実施機関・責任者	適用内容	根拠法
県警察 消防機関	災害により住民の生命、身体、財産に危険が迫った場合、危険状態からの救出	警察法第2条 警察官職務執行法第4条 消防組織法第1条
警察官	災害による遺体の見分	死体取扱規則第4条
知事	遺体の捜索、処理、埋葬及び障害物の除去	災害救助法第2条、第23条
町長	被害者の救出 災害時における身元不明、原因不明の遺体の取扱い	災害救助法第2条 災害救助法施行令第1条 行旅病人及び行旅死亡人取扱法第2条

ア 関係機関等への応援要請

町長は、災害により火災が同時に発生して、遠賀郡消防本部及び消防団による救出が困難なときは、状況に応じ下記の機関に協力を求める。

- ・消防相互応援協定により、隣接自治体に協力要請をする。
- ・警察官・自衛隊に協力要請をする。
- ・民間団体等に協力要請をする。

2 救出の実施方法

(1) 救助・救急の方法及び対象

警察署、消防署、消防団は、救助・救急に必要な部隊を編成し、実情に応じた救助・救急活動を実施するものとする。

ア 救助・救急方法

上記により救助活動に当たるものとするが、風水害等においては、被災地が広域にわたること及び救助・救急事案の同時多発等が予想されるので、このような場合は、関係機関及び住民に対して救助・救急活動の協力を求める。

イ 救助・救急の対象

救助・救急の対象は、現に生命身体が危険にさらされ、早急に救助・救急しなければならない者で、概ね次のような場合である。

- ・倒壊家屋の下敷きになった場合
- ・流失家屋及び孤立したところに取り残された場合
- ・山崩れ、地すべり等の生き埋めになった場合
- ・大規模な爆発、自動車または航空機等による大事故（集団災害）が発生した場合

岡垣町地域防災計画

- ・火災時に火中に取り残された場合
- ・行方不明の者が諸般の情勢から生存していると推定される場合
- ・行方がわかっているが生存しているかどうか明らかでない場合
- ・群衆の雑踏により多数の死傷者が生じた場合

(2) 救急体制

ア 医療機関との連絡調整

救急業務を実施するに当たり、傷病者を受け入れるべき医療機関との連絡調整については、医師会と随時連絡して、協力体制の確立を期するものとする。

第12節 食糧供給計画

風水害が発生した場合には、家屋の流失、損壊等のため多数の地域住民が食糧と自炊手段を失うことが考えられ、その場合における被災者への食糧の供給について、次のように定める。

- 1 方針
- 2 食糧供給の実施責任者
- 3 食糧の供給
- 4 食糧の調達方法
- 5 食糧の輸送と集積地
- 6 炊き出し
- 7 災害救助法が適用された場合の措置

1 方針

(1) 基本的な考え方

- ア 給食は、食糧供給機能の停滞により生命に危険が及ぶ可能性のある高齢者及び障害者等の避難行動要支援者に対し優先的に実施する。
- イ 当初にあつては、被害を受けていない公共施設等の給食施設での炊き出し及び弁当業者、製パン業者等からの弁当・生パンの調達により給食を実施する。
なお、この場合、弁当業者、製パン業者等には各指定避難所等までの配送を含めて依頼し、職員及び公有車両による輸送は原則として行わない。
- ウ イによる給食を待つことができない場合の緊急避難的措置として備蓄食糧等を供給するが、できるだけ早期にイによる給食に切り替える。
- エ 給食活動を効率的に実施するため、給食場所は指定避難所等に限定する。
- オ エ以外の施設等への直接の配送は以下のような場合に実施する。
 - ①災害により孤立し、食糧調達に困難が予想される地域
 - ②病院、社会福祉施設等の傷病人、要配慮者関係の施設
- カ 住民等においては以下のように対応する。
 - ①2～3日間は、原則として、指定避難所に収容された以外の住民については、住民自身が備蓄している食糧で対応する。
 - ②住民相互で助け合う。

2 食糧供給の実施責任者

実施責任者は本部長とし、供給の指示は地域づくり課長が行う。災害救助法の適用後の救助事務は、国の責任において知事が行う（法定受託事務）。

町長は、知事により救助事務を行うこととされた場合または相当の被害があると判断され、知事の実施を待つことができない場合に、知事の補助（法定受託事務）として実施する。

3 食糧の供給

(1) 対象者

- ・避難指示等に基づき、指定避難所に収容された人
- ・住家が被害を受け、炊事の不可能な人
- ・旅行者、町内通過者で、他に食糧を得る手段のない人
- ・ライフラインの寸断等のため調理不可能な社会福祉施設の入所者
- ・救助活動に従事する人（注：災害救助法の対象者にはならない。）等

(2) 応急食糧の種類

災害発生時の応急食糧としては、既成食料品、米穀、粉ミルクを基本とする。

(3) 必要数の把握と報告

地域づくり課により把握した食糧の必要数を災害対策本部に報告し、本部長は供給数を決定する。

4 食糧の調達方法

災害時における食糧等の確保に際しては、J A北九及び商工会や大型スーパー等の供給協力協定により調達するものとする。

町の調達食糧に不足が生じたり調達不可能な時は、町長は災害応急食糧を知事及び隣接市町に対し応援を要請する。

5 食糧の輸送と集積地

(1) 食糧の輸送

調達先より、集積地または指定避難所に直接搬入してもらうこととするが、それが不可能な場合に限り、食糧を指定の集積地に集め地域づくり課の指定する指定避難所へ輸送する。

(2) 食糧の集積地

食糧の集積場所は町役場とするが、災害の状況によっては交通及び連絡に便利な公共施設等とする。

6 炊き出し

炊き出しは、町の公共施設等で行うものとし、給食調理員等が中心となっていく。また、ボランティア団体、婦人会等に協力依頼をするとともに、町内の飲食店にも炊き出しの依頼を行い、食糧確保に努める。

7 災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法が適用された場合の食糧活動に係わる費用や期間等については、「福岡県地域防災計画」によるものとする。

第13節 給水対策計画

災害のため、飲料水が枯渇または汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない人に対し、次のように最小限度必要な飲料水の供給を行い、同時に給水施設の応急復旧を実施する。

- 1 方針
- 2 給水の実施責任者
- 3 給水対象者と需要範囲の把握
- 4 給水拠点
- 5 給水用資材の調達
- 6 給水の実施方法
- 7 水道施設の応急復旧
- 8 災害救助法が適用された場合の措置

1 方針

(1) 基本的な考え方

災害時においては、断水や汚染により、応急給水が必要とされる。応急給水には、大きく分けて、搬送給水と拠点給水があるが、搬送給水は、その運用に多数の人員が必要とされるため、応急復旧を速やかに行うためには、できるだけ拠点給水で対応することが望ましい。また、指定避難所等や病院など災害時に特に優先的に給水が確保される必要がある箇所については、事前に把握し、災害発生後の速やかな給水の確保を図る必要がある。

(2) 応急給水の目標水量

給水量については、災害発生後3日間については、飲料水として3ℓ/人・日を目安とし、応急復旧の期間としては約4週間を目標として、実態に即して給水レベルごとに、目標水量を設定する。

2 給水の実施責任者

実施責任者は本部長とし、水道からの水の供給は上下水道課が行う。

3 給水対象者と需要範囲の把握

ア 給水対象者

給水対象者は、災害のため水道施設等に被害を受け、現に飲料に適する水を得ることができない者。

イ 需要範囲の把握と報告

災害発生によって町全域の給水機能が停止し、復旧に時間を要すると判断される場合は、直ちに応急給水業務を開始する。

町の一部の地域で給水が停止した場合は、上下水道課が需要範囲を把握する。町内全域の状況を把握の後、災害対策本部へ報告し、復旧に時間を要すると判断される場合は、直ちに応急給水業務を開始する。

町のみでは、飲料水の確保、給水等が困難なときは、水道相互応援協定等応援を要請する。

4 給水拠点

給水は、各家庭への戸別給水ではなく、指定した給水拠点での集中給水とする。

5 給水用資材の調達

応急給水用として、町に備蓄している資機材は、下記の通りとする。

名 称	容 量	台 数
給水タンク	1 トン	2 基
給水タンク	500 リットル	2 基
ポリタンク	10 リットル	10 基
非常用給水器	6 リットル	1,100 個

6 給水の実施方法

ア 応急飲料水の確保順序

応急給水に使用する水は、次の順序に従って確保していく。

- ・町の浄水場及び配水池の水
- ・飲料貯水槽（公共・民間）の水

イ 給水目標

給水の条件	給水量の基準	備考
1 災害救助法を適用した場合で、飲料水の確保が困難なとき。	1 人一日当たり 3 リットル	飲料水のみ
2 飲料水の確保が困難であるが搬送給水できるとき。	飲料水+雑用水 14 リットル	洗面、食器洗い
3 感染症予防法により知事が飲料水施設の使用禁止を命じた場合	飲料水+雑用水 20 リットル	2+洗濯用水
4 3 の場合が比較的長期にわたるとき必要の都度	飲料水+雑用水 35 リットル	3+入浴用水

ウ 給水方法

水道配管等の施設が災害により被害を受けて断水した場合には、上下水道課で備蓄している給水容器等により給水する。また、同時に隣接自治体に供給の協力依頼を行う。

7 水道施設の応急復旧

災害のため、上水道施設に被害の発生のある場合または発生した場合において、町長は、岡垣町指定給水装置工事事業者の協力を得る必要があると認めるときは、事業

者の出動を要請し、上水道施設の防護措置または応急措置を講ずるものとする。

8 災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法が適用された場合の給水に係わる費用や期間等は、「福岡県地域防災計画」に定めるところによる。

第14節 生活必需品等の供給対策計画

被災者に支給する寝具（毛布）や衣料等、生活必需品の確保と供給を迅速・確実に行うため、次のように定める。

- 1 方針
- 2 実施責任者
- 3 給(貸)与の対象者と給(貸)与品目
- 4 生活必需品の調達方法
- 5 生活必需品の輸送
- 6 災害救助法が適用された場合の措置

1 方針

(1) 基本的な考え方

- ア 生活必需品等の供給は、その欠如により身体に損傷が及ぶ可能性のある避難行動要支援者（高齢者及び障害者等）に対し優先的に実施する。
- イ 当初にあつては、町備蓄の毛布の配布及び協定業者から生活必需物資を調達し、配付する。
- ウ 住民等においては以下のように対応する。
 - ・2～3日間は、原則として住民が備蓄している非常持ち出し品で対応する。
 - ・住民相互で助け合う。
 - ・在宅の避難行動要支援者への生活必需物資の配送等は地域で対応する。
- エ 事態がある程度落ちついてきた段階では、被害状況別、指定避難所別、世帯別等に配給計画を立てて、自主防災組織、さらにはボランティア等の協力を得て迅速かつ正確に実施するものとする。
- オ 協定の運用に関しては、日頃から協定業者と協定の内容、実務担当者等を確認し、緊急時の運用に支障が生じないようにする。

2 実施責任者

生活必需品の供給実施責任者は町長とし、給(貸)与は地域づくり課が当たる。

災害救助法の適用後の救助事務は、国の責任において知事が行う（法定受託事務）。

町長は、知事により救助事務を行うこととされた場合または相当の被害があると判断され、知事の実施を待つことができない場合に、知事の補助（法定受託事務）として実施する。

3 給(貸)与の対象者と給(貸)与品目

(1) 給(貸)与対象者

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）または床上浸水等で、生活上必要な家財等がそう失またはき損し、しかも資力の有無にかかわらず、物資の販売機構の混乱により生活必需品等を直ちに入手できない状況にある者を対象者とする。

(2) 給(貸)与品目

給与または貸与の品目は、次の通りとする。

- ・寝具（毛布、布団等）
- ・被服（肌着、大人用紙おむつ等）
- ・炊事道具（鍋、炊飯用具、庖丁等）
- ・食器（茶わん、皿、はし等）
- ・保育用品（ほ乳びん、紙おむつ等）
- ・光熱材料（マッチ、ローソク、懐中電灯、電池、簡易コンロ等）
- ・日用品（石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ、乾電池）
- ・衣料品
- ・その他

4 生活必需品の調達方法

- ・生活必需品の調達は、商工会を通じて町内業者及び大型スーパー等から必要な品目を総務課が調達する。
- ・町の調達数量に不足を生じたとき、または調達不能なときは、町長は県に調達を要請する。

5 生活必需品等の輸送

調達先より、集積地または指定避難所に直接搬入してもらうこととするが、それが不可能な場合に限って、総務課は、指定の集積地（町役場）から指定避難所へ緊急輸送する。

6 災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法が適用された場合の生活必需品等の供給活動に係わる費用や期間等は、「福岡県地域防災計画」によるものとする。

第15節 医療・助産対策計画

医療機関の機能が停止し、または不足・混乱して、被災地の住民が医療の途を失うような状態になった場合、被災地の住民に医療または助産等の処置を施し、被災者の保健の万全を図る。そのために、次のことを定める。

- 1 医療・助産対策の実施責任者
- 2 医療・助産の対象者
- 3 医療救護活動
- 4 災害救助法が適用された場合の措置

1 医療・助産対策の実施責任者

町長は医師会と協議調整し、あらかじめ医療救護班を編成する。

2 医療・助産の対象者

医療及び助産を必要とする状態にもかかわらず、災害のため医療や助産の途を失った者を対象者とする。

3 医療救護活動

災害対策本部の健康づくり課は、医療救護班と緊密な連絡をとり、医療・助産活動に万全を期す。

なお、医療救護に関する救急病院、医師会会員、歯科医師会については、(資料編P. 46～50) のとおりである。

(1) 医療救護所の設置

町は、災害により被災地の医療機関では対応しきれない場合に、町役場、公民館、各小・中学校、町内各病院など指定避難所あるいは指定避難所の近く等に医療救護所を設置し、被災者及び消防機関等救助活動に従事する機関に周知する。

(2) 医療救護班の派遣等

町長は、災害の状況に応じ適切な医療を行うため、医療救護班を医療救護所、指定避難所等に派遣する。

ア 医療救護班の編成

医療救護班は、原則として医師、薬剤師、看護師、補助員で構成する。

イ 医療救護活動連絡指令体制

医療救護に関する指令については、災害医療情報センター(福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所)を利用し、町長が災害規模に応じて一元的かつ効率的に実施する。

ウ 連絡指令方式

町長は、地区医師会長の協力の下、医療救護班の出動要請、近隣市町への応援要請を行い、必要に応じて知事に、被災地域外からの救護班の派遣及び後方医療活動等(以下「広域支援」という。)を要請する。

エ 医療救護活動の実施及び業務

医療救護班は、町長または委任を受けた被災地医師会が設置した医療救護所（指定緊急避難場所、指定避難所、災害現場、被災地周辺医療施設等に設置）において次の業務を行う。

- ・ 傷病度合によるトリアージ（トリアージタグを使用）等
- ・ 医療救護
- ・ 助産救護
- ・ 死亡確認
- ・ 死体検案

(3) 後方医療体制の整備

医療救護所で手当てを受けた傷病者のうち、重傷者は医療機関による医療が必要である。このため遠賀中間医師会の協力のもとに、後方医療体制の整備を図る。

(4) 負傷者等の搬送

医療救護所は、負傷者に応急的な治療を施す場所であるから、さらに医療行為を必要とする重傷患者は、後方医療施設へ搬送する。搬送は消防署に要請するほか、仮設救護所にはそれぞれ搬送用の車両を備えておく。

(5) 医療器具、医薬品等の調達

医療救護活動に必要な医療器具や薬品等は、医師会の協力を得て調達する。

4 災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法が適用された場合の、医療・助産活動に係わる費用や期間等の措置は、「福岡県地域防災計画」によるものとする。

第16節 遺体の捜索・処理・埋葬対策計画

災害によって死亡したと推定される者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬等については、以下のように定める。

- 1 遺体の捜索・処理・埋葬対策実施責任者
- 2 遺体の見分場所、安置場所の確保
- 3 遺体の捜索
- 4 遺体の処理・収容
- 5 遺体の埋葬

1 遺体の捜索・処理・埋葬対策実施責任者

町長が責任者となり、地域づくり課が関係機関の協力のもとに実務に当たる。災害救助法の適用後の救助事務は、国の責任において知事が行う（法定受託事務）。

町長は、知事により救助事務を行うこととされた場合または相当の被害があると判断され、知事の実施を待つことができない場合に、知事の補助（法定受託事務）として実施する。

2 遺体の見分場所、安置場所の確保

遺体の見分場所または安置場所については、公共施設または寺院等の管理者とあらかじめ協議し選定しておくとともに、関係機関と連携し確保に努めるものとする。

3 遺体の捜索

（1）捜索体制

遺体の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者の捜索は、遠賀郡消防本部、消防団、県、警察署、第七管区海上保安本部及び自衛隊の協力のもとに実施し、遺体を発見したときは、速やかに収容する。

4 遺体の処理・収容

（1）処理・収容体制

警察署による検視（見分）を終えた遺体は、警察署の協力を得て、遺体収容所（安置所）に輸送し、収容する。

（2）遺体の処理

以下の項目について処理を行うが、変死体は警察の検視後に遺体の処理を行う。

遺体の洗浄、縫合、消毒等	}	医師会の協力による。
検索（死因等の医学的な検査）		
遺体の一時保存		

（3）遺体の収容

ア 遺体収容所（安置所）の開設

町は、被害現場付近の適切な場所（寺院、公共建物、公園等収容に相当なところ）に遺体収容所（安置所）を開設し、遺体を収容する。

また、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上、納棺し次のような氏名と番号を記載した「遺体氏名札」を棺に貼付する。

遺 体 氏 名 札	
岡垣町災害遺体	
第	号
氏	名

イ 身元の確認

町は、警察署と協力して、身元不明遺体の引取人を調査する。

なお、遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族または自治体に連絡の上、遺体を引き渡すものとする。

（4）遺体の取り扱いに必要な資機材の整備

町は、早期の身元確認、遺族への遺体引き渡し及び遺体の取り扱いに伴う感染症等の事故を防止するための資機材を整備し、災害発生時に遺体検視場所及び遺体安置場所への配備に努めるものとする。

5 遺体の埋葬

（1）遺体の埋火葬

遺体を火葬にする場合、町は災害遺体送付表を作成の上火葬場に送付する。災害時における死亡者の火葬について、必要がある場合には、町長は、知事の許可を受けて応急仮設火葬場を設置するものとする。

遺族・親族等遺骨及び遺留品の引取りを希望する者がある場合、町は遺骨及び遺留品処理票によって整理の上引き渡す。

遺骨及び遺留品票

岡垣町災害遺体 第	氏名		男・女
遺体が収容された場所			
火葬場名			
遺留品			

岡垣町地域防災計画

(2) 身元不明遺体の仮埋葬

遺族・親族の判明しない遺骨は、寺院に一時保管を依頼して、遺族・親族等が分かり次第引き継ぐものとする。無縁の遺骨は、無縁墓地に埋葬する。

火葬または仮埋葬した遺体は、遺留品とともに遺骨遺留保管所に保管し、1年以内に引取人の判明しないときは、身元不明遺体として町の定める場所に移管する。

<火葬場>

火葬場名	所在地	管理者	炉数	1日処理能力
			灯油	
天生園	遠賀町大字上別府	遠賀・中間広域行政事務組合	6	24

第17節 障害物の除去対策計画

災害によって発生した障害物には、道路上の障害物、河川での障害物、住宅関係の障害物などがある。避難や災害復旧等の妨げとなるものを除去し、被災者が当面の日常生活を営むことができるようにするために、次のことを定める。

- 1 道路関係障害物の除去対策
- 2 河川関係障害物の除去対策

1 道路関係障害物の除去対策

(1) 実施責任者

道路上の障害物の除去は、原則として道路管理者が行う。

(2) 障害物除去の方法

- ア 道路管理者は土砂量等を調査して町長に報告し、これに基づいて具体的な対策を定めて実施する。また、必要に応じて岡垣町建設業協同組合に協力を求める。(資料編 P.52)
- イ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の区間を指定するとともに、運転者等に対し車両の移動等の命令を行い、運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うことができる。
- ウ 優先的に障害物を除去すべき道路は以下の順位とする。
 - ①地域住民の生命の安全を確保するために重要な道路
 - ②災害の拡大防止上重要な道路
 - ③緊急輸送を行う上で重要な道路
 - ④その他応急対策活動上重要な道路

2 河川関係障害物の除去対策

(1) 実施責任者

実施責任者は町長とし、町長の指示により都市建設課が除去対策を行う。

(2) 障害物除去の方法

河川の氾濫や橋りょうの流出などを防止するため、道路管理者、河川管理者、警察等の関係機関と協議し、その方法を検討する。

第18節 輸送対策計画

災害が発生した場合、り災者を避難させるための輸送及び救助の実施に必要な人員と救助物資の輸送に万全を期さなければならない。災害時の輸送を迅速かつ円滑に実施するため、所要の車両及び施設に関して次のことを定めて実行する。

- 1 実施責任者
- 2 輸送対象
- 3 緊急輸送車両の確認と確保
- 4 輸送方法
- 5 ヘリコプターによる輸送

1 実施責任者

- ・実施責任者は町長とし、地域づくり課がその任務を代行する。
- ・必要とする車両等は、総務課が調達する。
- ・地域づくり課は、交通関係諸施設等の被害状況及び復旧状況について、状況に応じた対応方法を考慮する。

2 輸送対象

(1) 人員

災害時に優先輸送されるべき人員は、被災者、避難者、医療（助産）救護を要する人、救急・救助のための要員とする。

(2) 物資

優先輸送されるべき物資は、医薬品・医療用資機材、災害復旧用資機材、車両用燃料、食糧品、生活必需品等の救護物資などとする。

3 緊急輸送車両の確認と確保

(1) 緊急輸送車両等の確保

- ア 町は、あらかじめ定めた災害時における輸送車両等の運用計画及び調達計画により、人員及び物資等の輸送手段を確保する。
- イ 町は、輸送車両等が不足する場合、本章第2節「防災関係機関の応援要請」に定める市町村間の相互応援要請等に基づき、他の市町村に対して輸送車両等の派遣を要請する。
- ウ 町は、必要な輸送車両等の確保が困難な場合、次の事項を明示して県に調達あつせんを要請する。
 - ①輸送区間及び借上げ期間
 - ②輸送人員、物資の品名、輸送量
 - ③車両等の種類及び台数
 - ④集結場所及び日時
 - ⑤その他必要な事項

4 輸送方法

（1）輸送路の確保実施

道路被害状況、復旧見込み状況の情報収集には、都市建設課及び産業振興課が当たり、速やかに本部長に報告する。

輸送ルートは、緊急輸送道路の確保順位を勘案して道路被害状況を検討し、最も適切なルートを選定する。

（2）車両の確保等

町所有の車両を活用するとともに、町内の輸送業者及び住民の協力を依頼し、輸送力の確保に万全を期する。

5 ヘリコプターによる輸送

空路からの救助物資輸送時のヘリポート設置予定場所とヘリコプターからの物資投下地を次のとおり定める。

<設置予定場所・物資投下地>

名 称	住 所	電話番号
岡 垣 中 学 校	野 間 3 - 1 - 1	282-1333
岡 垣 東 中 学 校	山 田 峠 2 - 5 - 1	283-3443
内 浦 小 学 校	原 8 6 5	282-0116
吉 木 小 学 校	吉 木 西 1 - 1 7 - 5	282-0174
海 老 津 小 学 校	海 老 津 1 - 2 1 - 1	282-7110
山 田 小 学 校	東 山 田 1 - 1 6 - 1	282-1120
戸 切 小 学 校	戸 切 1 1 8 1 - 9	282-0092
町民総合グラウンド	中央台 6-204-2	282-6111
松ヶ台グラウンド	野間 796 番地 5	282-0162

第19節 防疫・保健衛生対策計画

災害時には、水道の断水または家屋の浸水等の被害による感染症の発生を予防するとともに、生活環境の悪化の防止を図る必要がある。そのため家屋内外の消毒を実施し、感染症患者を早期に発見するための各種検査、予防措置の方法等について次のように定めるものとする。

- 1 防疫・保健衛生対策の実施責任者
- 2 防疫体制
- 3 保健衛生体制

1 防疫・保健衛生対策の実施責任者

町長が実施責任者となり、実施に健康づくり課が当たる。

2 防疫体制

(1) 防疫実施班の編成

健康づくり課は、組織を編成し防疫活動体制を整えるものとする。

(2) 防疫活動

町は、知事の指示及び指導に基づき、次の業務を実施する。

ア 消毒の施行

- ・消毒：浸水家屋に対する消毒は次のとおり、感染症予防指定消毒剤及び殺菌剤入り粉剤を自治区を通じて希望者に配布し、消毒を行うよう指導する。

方法		種類	予防指定消毒剤 (室内)	石灰 (床下便所等)	さらし粉 (井戸)	オルソ (床下、屋外)
消毒方法	床上浸水		1戸当 250ml	1戸当 6kg	1戸当 200g	1戸当 100ml
	床下浸水		1戸当 250ml	1戸当 40g	1戸当 200g	1戸当 100ml
取扱上の注意			水 100ml に対して予防指定消毒剤 5ml、原液が直接皮膚にかからないように注意。	乳幼児の手に届かないように注意。	水 100ml に対してさらし粉 5g、乳幼児の手に届かないように注意。	水 10ℓに対してオルソ 100ml、皮膚・飲食物・食器・おもちゃ等にかからないように注意。

イ ねずみ族、昆虫等の駆除

- ・ねずみ族昆虫駆除：害虫が発生した場所、または発生する可能性のある場所等を次表の要領で重点的に駆除する。

方法		種類	DDVP油剤 (室内床面床下)	殺虫剤 (便所)
消毒方法	床上浸水		1戸当たり 1.6ℓ	1戸当たり 40g
	床下浸水		1戸当たり 0.8ℓ	1戸当たり 40g

取扱上の注意	薬剤が身体にかからないように注意。	皮膚・飲食物・食器・おもちゃ等かからないように注意。
--------	-------------------	----------------------------

（注）全ての薬剤・薬液は、乳幼児の手の届かない暗室に保管すること。

（3）防疫用薬剤及び資機材の調達

薬剤及び資機材の確保・調達は健康づくり課が行う。（資料編P.54）

3 保健衛生体制

被災者への保健衛生対策については、健康状態や栄養の摂取状況の把握をまず行った上で、指導や相談に応じることを基本として、以下により対応する。

（1）保健衛生班の編成

健康づくり課は、保健衛生活動を行うため組織を編成し保健衛生体制を整えるものとする。

（2）保健衛生活動

ア 健康相談の実施

町は、以下の巡回健康相談及び家庭訪問を行う。

- ①指定避難所や被災家庭の生活環境の把握と改善指導、被災者の健康相談
- ②応急仮設住宅入居者の健康・生活改善指導
- ③メンタルケアの実施

イ 栄養相談の実施

町は、以下の巡回栄養相談等を行う。

- ①指定避難所における食事、共同調理、炊き出し等の指導助言
- ②指定避難所、応急仮設住宅等の被災者等に対する栄養相談・指導

第20節 環境衛生対策計画

災害時には、家屋の冠水や損壊等により大量にごみが排出される。また、上下水道の損壊や処理機能の低下等のため、未処理のし尿が大量に排出することが考えられる。

そのため、ごみ、し尿の収集処理の方法、処理施設の応急復旧の方法について、遠賀・中間地域広域行政事務組合との連携のもと、以下のように定める。

- 1 環境衛生対策実施責任者
- 2 ごみ処理の方法
- 3 し尿処理の方法
- 4 がれき処理の方法
- 5 へい獣処理
- 6 処理施設の応急復旧

1 環境衛生対策実施責任者

町長が実施責任者となり、実務には住民環境課が当たる。

災害の状況により、町内での処理が不可能と判断される場合には、県及び近隣市町等からの応援が得られるよう要請する。

2 ごみ処理の方法

(1) 排出物

災害時に排出されるごみとしては、倒壊家屋からの廃棄物、焼失家屋等の焼け残り、建築物の破損、窓ガラス類、屋外灯等の破損落下物が廃棄物として排出される。

(2) 収集処理

ア 収集処理方法

- ・倒壊家屋からの廃棄物や焼失家屋の焼け残り等は、原則として被災者自らが、処理場に搬入するのが望ましいが、被災者自らによる搬入が困難と判断される場合や、道路等に散在し緊急に処理を要する場合には、町が収集・処理を行う。
- ・収集したごみは焼却炉において焼却するか、必要に応じ埋立て処分等、環境保全上支障のない方法で行う。
- ・排出される廃棄物が大量で、その処理が困難と思われる場合には、暫定的に運搬上及び保健衛生上適切と判断される町有地に積み置きする。
- ・町で対応できない場合は、近隣市町等の応援を得て実施する。これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。

(3) 人員、資機材の調達

ア 人員の確保

- ・町の人員に不足を生じる場合には、臨時雇上げを行い作業員を確保する。さらに不足がある場合には、県に近隣自治体等の応援が得られるよう連絡調達を図る。

イ 資機材の調達

- ・町所有の資機材で不足が生じた場合には、岡垣町建設業協同組合へ収集車や資機材の調達を依頼する。

(4) 住民等への広報

住民等に対し、以下の項目について広報し、ごみ処理の円滑な推進を図る。

- ア ごみの収集処理方針の周知
- イ ごみ量の削減への協力要請（できるだけごみを出さない。庭での覆土処理等への協力等の要請）
- ウ ごみの分別への協力要請

3 し尿処理の方法

(1) 収集処理

ア 収集処理

- ・し尿は、し尿処理業者に委託して実施する。
- ・収集したし尿は、し尿処理施設で処理することを原則とする。
- ・バキューム車や運搬車による収集ができない地域については、その都度ビニール袋、ドラム缶等を配置する方法を考慮する。
- ・町で対応できない場合は、近隣市町等の応援を得て実施する。これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。
- ・被害状況、指定避難所の開設状況、被災住民のし尿の排出量を考慮し、仮設トイレを設置する。仮設トイレの機種選定に当たっては、高齢者及び障害者等に配慮したものであって、汲み取り回数が軽減できるタイプを優先的に設置するものとする。
- ・浸水地域等の悪条件の地域や指定避難所、仮設トイレ等の重要度、使用頻度の高い施設のし尿を優先的に収集する。
- ・激甚な被害のためし尿の収集が遅滞する場合は、住民に対し、各家庭の庭先等での素掘りトイレや使い捨てトイレの設置、隣近所での協力等呼びかける。

4 がれき処理の方法

(1) がれきの発生量の見積もり

町は、被害状況をもとにがれきの発生量を見積もる。

(2) 処理体制の決定

町は、がれきの見積り量、道路交通状況等を基に処理体制を定める。

被害が甚大で町で処理が不可能な場合は、県に応援を求め実施するものとする。

(3) がれきの仮置場及び搬送路の確保

短期間でのがれきの焼却処分、最終処分が困難なときは、適当な場所を仮置場として確保する。

また、仮置場及び最終処分場までの搬送路を確保する。

(4) がれき発生現場における分別

原則としてがれき発生現場において分別し、仮置場へ搬入する。

(5) 住民等への広報

住民等に対し、以下の項目について広報し、がれき処理の円滑な推進を図る。

- ア がれきの収集処理方針の周知
- イ がれきの分別への協力要請
- ウ 仮置場の周知
- エ 最終処分場、仮置場への直接搬入の依頼

5 へい獣処理

集中焼却等により、他に影響を及ぼさないよう処理するものとする。

6 処理施設の応急復旧

廃棄物処理施設は、設備の欠陥が生じた場合には適切な維持管理が難しくなり、周囲の環境破壊を引き起こす恐れがあるため、普段より施設の管理を十分に行うとともに、被害が生じた場合には迅速にその状況を把握し、応急復旧を図る。

第21節 応急仮設住宅計画

災害時における被災住宅の入居者に対する応急住宅対策は、一時的には町の公共施設等を利用して指定避難所として収容する。また、応急仮設住宅の建設及び供与並びに住宅の応急修繕等について実施する。

- 1 住宅対策の実施責任者
- 2 応急仮設住宅の設置
- 3 空き家住宅の活用
- 4 住宅の応急修繕
- 5 町営住宅の修繕・建設

1 住宅対策の実施責任者

町長が実施責任者となり、都市建設課が実施に当たる。

2 応急仮設住宅の設置

(1) 入居対象者

災害のため住宅が焼失、倒壊または流失し、自己の資力では住宅を得ることができない者を対象とする。

(2) 応急仮設住宅の設置戸数・規模

「福岡県地域防災計画」の定める基準による。

(3) 着工期間

災害発生の日から20日以内。ただし、20日以内に着工できない事情があるときは事前に厚生労働大臣の承認を受けて、期間を延長することができる。

(4) 供与期間

入居者に応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から2年以内とする。

(5) 建設予定地の選定方法・基準

建設予定地は、被災者が相当期間居住することを考慮し、知事または町長が決定する。用地は、グラウンドまたは学校用地を利用して建設することとする。被害状況によってやむを得ない場合には、小・中学校の教室等を応急住宅の一部として利用する。

(6) 建設資材と建設業者の確保

応急仮設住宅の建設は、岡垣町建設業協同組合と協定を締結し、その協力を得て建設する。（資料編P.52～53）

ただし、災害救助法が適用された場合には、応急仮設住宅の設置は、原則として知事が行う（資料編P.54～55）。なお、町長は、知事により救助事務を行うこととされた場合または相当の被害があると判断され、知事の実施を待つことができない場合に、知事の補助（法定受託事務）として実施する。

3 空き家住宅の活用

町は、以下の住宅等について、空き家情報の提供、相談に対応するものとする。募集は、町及び空き家提供事業主体が行うものとする。

- (1) 町営住宅
- (2) 民間アパート等賃貸住宅
- (3) 企業社宅、保養所等

4 住宅の応急修繕（災害救助法適用の場合に限る）

(1) 修繕対象者の基準

町長は、災害により住宅が半焼または半壊し、自己の資力では応急修繕ができない者に対して、居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度の修繕を行い、その結果を県へ報告する。

(2) 応急修繕を受ける者の選定基準

「福岡県地域防災計画」の定める基準に準ずる。

(3) 応急修繕の期間

応急修繕は災害発生時から1ヶ月以内に完成するものとする。

(4) 1戸当たりの修繕費基準

「福岡県地域防災計画」の定める基準による。

(5) 応急修繕の方法

資材及び応急修繕は岡垣町建設業協同組合（資料編P.53）に委託する。

5 町営住宅の修繕・建設

町は、損壊公営住宅を速やかに修繕するとともに、関係機関と調整の上、被害状況に応じて町営住宅の供給計画を修正し、住宅供給を促進する。

第2.2節 文教対策計画

災害により、文教施設の被災または児童・生徒のり災により、通常の教育を行えない場合を想定して、文教施設の応急対策及びり災生徒に対する学用品の支給等の文教対策を実施するための計画を次のように定める。

- 1 文教対策実施責任者
- 2 休校等応急措置
- 3 応急教育の確保
- 4 奨学に関する措置
- 5 給食に関する措置
- 6 学校の衛生管理
- 7 学校施設の緊急使用に関する措置

1 文教対策実施責任者

教育長が実施責任者となる。また、各校長は、平常時から災害に対する小・中学校の対応措置について、応急教育計画を策定するよう努める。

2 休校等応急措置

（1）在校時の発災の場合

ア 児童・生徒の避難

各校長は必要に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。さらに災害の規模、並びに児童・生徒、教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会へ報告する。

イ 児童・生徒の帰宅方法

夕方や浸水域付近への帰宅の場合、原則として直接保護者へ引き渡す。やむを得ない場合には教職員が引率する。その他の場合は、集団下校とする。

ウ 保護者との連絡方法

- ・電話が使える場合は、学級連絡網で行う。
- ・電話通信が不通になった場合は、各校長が定めてある連絡方法で保護者へ連絡を行う。

（2）在校時外の発災の場合

- ・休日、長期休暇中等に災害が発生した場合は、各校長は直ちに勤務に服し、災害の状況把握に努める。
- ・被災状況により休校措置を教育長、または各校長が決定した場合には、学級連絡網によって児童・生徒へ連絡する。電話通信の不通の場合には、消防車や広報車等で周知させる。

3 応急教育の確保

(1) 学校施設の確保

ア 学校施設が使用可能な場合

学校施設が災害によりその一部を用途に供し得ない場合は、学校運営及び安全管理上緊急に修繕を要する箇所について、応急修繕または補強を実施し、学校教育に支障を来さないように万全の措置を講じ、可能な限り休校は避ける。

イ 学校施設が使用不可能な場合

学校施設が災害によりその全部を用途に供し得ない場合は、近隣の収容に余裕のある学校に応急収容し、児童、生徒を分散して授業を行う。収容に余裕のある学校が不足し、被災学校の児童、生徒を収容し得ない場合には、学校の用に供し得る公民館等公共施設に応急的に収容し、児童、生徒を分散して授業を行う。

(2) 教職員の確保

災害のため教員に欠員が生じた場合は、県教育委員会に連絡し、不足教員の緊急派遣を求め、学校教育の正常な運営に支障を来たすことのないよう努める。

(3) 児童・生徒等の安全の確保措置

校長は、災害発生時の応急教育体制に備えて、児童・生徒等の避難路・避難場所の安全性の確認に努める。

4 奨学に関する措置

(1) 学用品の供与

ア 供与品目は以下のものとする。

- ・教科書及び教材
- ・文房具
- ・通学用品
- ・その他、学用品として教育長が認めるもの

イ 供与対象者

就学上欠くことのできない学用品（教科書及び教材・文房具・通学用品等）を喪失または損傷した、小・中学校児童・生徒に対しては、教育委員会においてそれぞれ調達・配給するものとする。

ウ 費用負担

教科書の発行に関する臨時措置法第2条に規定する教科書、及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出またはその承認を得て使用している教科書や、教材を給与するための実費は、町が負担する。

5 給食に関する措置

災害の発生によって、学校給食の運営が極めて困難となった場合、または学校給食用物資に著しい被害を生じた場合には、教育長は下記によりその状況を本部長に報告する。

(1) 被害を受けた家庭における児童・生徒数

(2) (1)のうち、学校給食を実施している者の調査

(3) 学校給食物資災害状況調査書

県教育委員会と連絡を密にし、応急復旧を要するものは速やかに復旧措置を講じ、正常な運営に復するよう努め、可能な限り給食を継続して実施するよう配慮する。

ただし、次のような事情が発生した場合は、一時中止する。

- ・災害が広範囲にわたり、災害救助のため学校給食施設を使用したとき。
- ・給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間
- ・感染症その他の危険が発生し、または発生が予想されるとき。
- ・給食物資の調達が困難なとき。
- ・その他給食の実施が災害事情により不可能なとき。

6 学校の衛生管理

- ・学校施設の防疫方法

本章第19節防疫・保健衛生対策計画（P.98）に基づき、消毒係の指導によって各小・中学校で実施する。

- ・り災教職員、児童・生徒の健康管理方法

災害の状況により、被災学校の教職員及び児童・生徒に対して、感染症予防接種や健康診断を保健所に依頼して実施する。

7 学校施設の緊急使用に関する措置

- ・各校長は教育委員会が当該学校を指定避難所として開設する旨の通知を町長から受けた場合、当該指定避難所を運営できるよう速やかに必要な措置を講ずる。
- ・指定避難所に学校を提供したため、長期間、学校が使用不可能の場合には、教育委員会と連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期する。

第23節 公共的施設に対する対策計画

不特定多数の住民等が利用する機会が多く、常に多数の人が集う可能性の高い公共的な施設や、ライフライン関連の応急防災対策は、住民への影響力の大きさの点でもとりわけ重要である。このような公共的施設に対して、次のような対策をとる。

- 1 町の公共施設が共通してとるべき措置
- 2 社会福祉施設の応急対策
- 3 交通施設災害に対する応急対策
- 4 電力施設の災害応急対策
- 5 土木施設の応急対策
- 6 上下水道施設の応急対策
- 7 通信施設の応急対策

1 町の公共施設が共通してとるべき措置

- ・各公共施設の管理責任者は、施設利用者の安全を図るため万全を期す。
- ・来庁者等の安全を確保するため、公共施設管理責任者は、安全な場所に誘導する。
- ・通信・放送設備の点検を行う。
- ・機械設備、電気設備の点検を行う。
- ・ガス器具や火気使用場所の点検・確認を行い、元栓を止めて出火防止措置を講ずる。

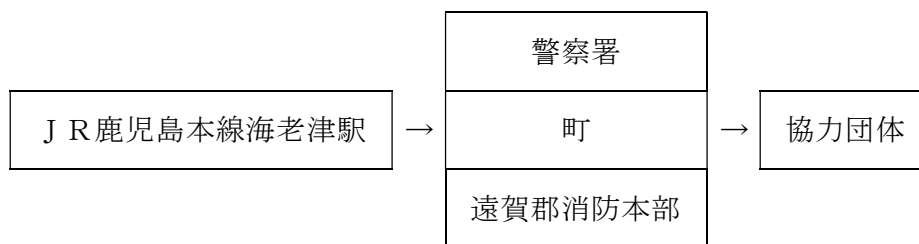
2 社会福祉施設の応急対策

高齢者及び障害者等の避難行動要支援者は、災害時に自力でその身の安全を確保することが極めて困難である。これらの人達が利用する社会福祉施設等について、平常時から関係機関と連絡を密にし、災害時には自主的な災害活動の実施を行い応急措置等をする。

3 交通施設災害に対する応急対策

災害のため交通施設に被害の発生する恐れがある場合には、交通施設の機関及び他の機関と協力して、当該施設を防護するとともに、災害が発生した場合には迅速な応急復旧を実施し、交通確保に万全を期すための措置を行う。

- (1) 鉄道施設が災害を受けた場合、地域づくり課はJR海老津駅長に通報し、応急対策の実施を促進する。
- (2) JR海老津駅長より要請があったときは、速やかに関係機関に通報連絡し、応急体制を整えて交通手段の確保に努める。
- (3) 鉄道側が応援を要請する災害基準は、次のとおりとする。
 - ・列車の脱線または転覆等により、多数死傷者が生じたとき。
 - ・列車及び施設に火災が発生したとき。
 - ・災害により施設に甚大な被害が生じたとき。通報連絡系統は次のとおりとする。



4 電力施設の災害応急対策

災害のため電力施設に被害が発生する恐れがあるとき、または発生した場合の救護対策または応急対策は、次のとおりとする。

- ・町長は、災害により電力施設に被害が生じ、または生ずる恐れがあるときは、九州電力株式会社に通報し、その応急処置について協力する。

5 土木施設の応急対策

(1) 道路・橋りょう

災害時に交通施設の安全性を確保することは重要である。ここでは、道路・橋りょうの被害状況と危険箇所の把握方法、被害を受けた箇所の応急措置方法、代替道路について以下のように定める。

ア 道路・橋りょうの危険箇所の把握

- ・町の管理する道路

都市建設課は、町が管理する道路の破損や決壊、橋りょうの流失その他に支障を及ぼす恐れのある箇所を早急に把握し、迅速かつ適切な処置をとる。

- ・国・県の管理する道路

応急対策活動上重要となる国道・県道の被害状況については、都市建設課が情報を把握し、それぞれの管理部署に連絡する。

イ 応急措置

- ・町の管理する道路に対する措置方法

都市建設課は、町が管理する道路に災害が発生した場合には、直ちに応急措置を行うよう努めるとともに、う回路等の有無を調査し、う回路がある場合は、それらを代替道路として利用するよう看板等に明示し、交通の確保に努めるものとする。

- ・国・県の管理する道路に対する措置要請

応急対策活動上、国道や県道に対する応急措置が実施される必要がある場合は、下記の所に要請事項、要請理由を明示して措置要請を行う。

①国道 国土交通省九州地方整備局北九州国道事務所

電話（代）092-471-4331

②県道 北九州県土整備事務所

電話（代）093-691-2761

ウ 応援要請

応急対策が町の対応で対処できない場合は、県その他へ応援を要請する（本章第2節「防災関係機関への応援要請」（P.59）参照）。

6 上下水道施設の応急対策

災害時の応急給水が長期に及ぶと、住民は、衛生上または日常生活上において支障を来す恐れがあるため、上下水道課は、取水・導水施設や浄水施設が十分に機能するよう応急対策を実施する。また、下水道施設の破損があると汚水や雨水の流れに支障を来し、住民生活に不都合を生じるので、上下水道課は早急に応急対策を講じる。

(1) 被害状況の調査と応急復旧計画

- ・上下水道課は、上下水道関係の被害状況を調査し、その実態を把握した上で、作業の難易及び復旧資機材の調達等状況を考慮し、緊急に応じて復旧計画を定める。
- ・被害状況調査によって復旧資機材の所要量を把握し、備蓄資機材で不足する分は手配・発注する。

(2) 上水道施設の応急対策

- ・水源の取水・導水施設と浄水施設の復旧を最優先する。
- ・送水管は、浄水場に近しい箇所から順次復旧していく。
- ・浄水池及び送水ポンプ室等に亀裂ができて漏水する場合には、一部機能を停止して、最小限の浄水処理を行いながら復旧に努める。
- ・水処理のための薬品は、7日分程度の貯蔵量を確保し、災害に備えるものとする。

(3) 下水道施設の応急対策

ア 応急対策

- ・下水道管等に被害が生じた場合は、汚水の流れに支障のないように応急措置を講ずる。
- ・町長は事業者等に協力を得る必要があると認められた時は、町施設の場合は土木業者へ、住民等住宅の場合は岡垣町排水設備指定工事店へ出動を要請し、排水設備の応急処置を講ずるものとする。
- ・停電または電線切断等のためにポンプ場や処理場の機能が停止した場合、自家発電装置を稼働させて、排水不能事態が起らないようにする。

7 通信施設の応急対策

災害時における通信施設の応急対策として、災害対策本部は、西日本電信電話株式会社に対し、「福岡県地域防災計画」に定める応急対策を早急の実施するよう要請する。

第24節 自衛隊派遣要請計画

災害発生に際して、人命または財産の保護のため、必要があると認める場合、自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。

- 1 災害派遣要請の基準
- 2 派遣要請事項
- 3 派遣要請方法
- 4 最寄駐とん部隊名
- 5 応急ヘリポートの設置
- 6 災害派遣の撤収要請

1 災害派遣要請の基準

- ・災害に際して、人命または財産保護のため緊急に必要であり、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。
- ・災害の発生が迫り、予防措置が急を要する場合で、自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

2 派遣要請事項

- ・車両や航空機等状況に適した手段による被害状況の把握
- ・避難者の誘導、輸送等避難のため必要があるときの援助
- ・行方不明者、負傷者が発生した場合の捜索救助
- ・堤防・護岸等の決壊に対する水防活動
- ・火災に対し、消防機関に協力しての消火活動
- ・道路または水路の確保
- ・被災者に対する応急医療、救護及び防疫
- ・救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- ・被災者に対する炊飯及び給水支援
- ・その他必要と認められる事項

3 派遣要請方法

本部長が自衛隊の災害派遣要請を指示したときは、地域づくり課は直ちに知事（防災危機管理局）に対し電話または、口頭により派遣要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

「派遣要請書」記載要領（資料編P.59）

- ・災害の状況及び派遣を要請する事由
- ・派遣を希望する期間
- ・派遣を希望する区域及び活動内容
- ・その他参考となるべき事項

4 最寄駐とん部隊名

駐とん地等	所在地	電話
陸上自衛隊小倉駐屯地	北九州市小倉南区北方 5-1-1	962-7681
航空自衛隊芦屋基地	遠賀郡芦屋町大字芦屋 1455	223-0981

5 応急ヘリポートの設置

設置場所	住 所
岡垣中学校	野間 3 - 1 - 1
岡垣東中学校	山田峠 2 - 5 - 1
内浦小学校	原 8 6 5
吉木小学校	吉木西 1 - 1 7 - 5
海老津小学校	海老津 1 - 2 1 - 1
山田小学校	東山田 1 - 1 6 - 1
戸切小学校	戸切 1 1 8 1 - 9
町民総合グラウンド	中央台 6 - 2 0 4 - 2
松ヶ台グラウンド	野間 7 9 6 番地 5

ア 表示

- ・上空から確認し得る風の方向を表示する旗をたてる。
- ・着陸地点には、石灰等を用いてHの記号を表示する。

6 災害派遣の撤収要請（資料編P.60）

町長は、災害の救助が町の組織をもって実施できる状況となり、派遣部隊の救援を要しないと認めた場合は、派遣部隊の長と協議の上知事にその撤収を要請するものとする。